

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年1月20日（火） 10：01～10：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣
林芳正 国務大臣（総務大臣）
平口洋 国務大臣（法務大臣）
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）
松本洋平 国務大臣（文部科学大臣）
上野賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木憲和 国務大臣（農林水産大臣）
金子恭之 国務大臣（国土交通大臣）
石原宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木原稔 国務大臣（内閣官房長官）
牧野たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：片山さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
赤澤亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
小泉進次郎 国務大臣（防衛大臣）
松本尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾崎正直 内閣官房副長官
佐藤啓 内閣官房副長官
露木康浩 内閣官房副長官
岩尾信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 7件
- 政令 2件
- 人事 4件
- 配布 2件

案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、佐藤副長官から御説明申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「閣僚会議等の廃止」及び「閣僚会議等の開催等に係る規程の見直し」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官から御発言があります。

次に、「TPPに関する主要閣僚会議等の設置について」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、TPPに関する主要閣僚会議をTPP等総合対策本部に改める等の所要の改正を行うものであります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、重要鉱物供給源多角化のための出資事業等に必要な経費として、一般会計予備費から約481億円を使用するものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、日米共同統合演習を実施するため、陸上自衛隊朝霞駐屯地の一部土地等を追加提供するもの等、計24件であります。

次に、「ウクライナ国」及び「大韓民国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、21日、信任状捧呈の予定であります。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。まず、「公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部改正令」は、同法の対象となる法律を追加するものであります。

次に、「介護保険法施行令の一部改正令の一部改正令」は、65歳以上の被保険者のうち保険料率の算定に関する特例の対象者に係る規定等の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、マラウイ国駐箚大使大矢洋一外2名を願いに依り免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、警察庁人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、警視総監迫田裕治が退官し、その後任に警備局長筒井洋樹を充てるものであります。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、国務大臣等在任中の政治資金の調達を目的とするパーティーの開催について、就任前に対価の支払いが行われたものを除き、その開催を自粛することとするものであります。本件につきましては、後程、内閣総理大臣から御発言があります。

次に、小見山章外133名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員谷畠孝を、従三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「消防白書」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、参議院からの要請に基づき実施した会計検査の結果を参議院に報告した旨、会計検査院から通知

があつたものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をガイアナとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「上水道整備計画」に約52億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、内閣官房及び内閣府の見直しについて、御報告いたします。内閣官房及び内閣府は、内閣の重要政策の企画立案・総合調整等の役割を担っており、内閣が直面する政策に機動的に対応し、その司令塔機能を發揮できるよう、事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとすることが極めて重要です。昨年の新政権発足後、直ちに検討に着手し、見直しを進めてまいりました。その結果、本日、既に廃止した5つを含め、閣議決定等に基づく本部や閣僚会議等、69の会議の廃止を決定し、存置することとした全122の会議についても、期限を設け、その期限までに改めて見直すこととしました。また、訓令等に基づく室や事務局等、18の組織の廃止・統合の見通しを示し、存置することとした全34の組織についても、期限を設け、その期限までに改めて見直すこととしました。引き続き内閣官房及び内閣府の事務の不断の見直しに取り組んでまいりますので、御理解・御協力の程お願いいたします。

次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：先ほど決定した「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の一部改正は、これまでの国会質疑も踏まえ、在任中のパーティー開催を自粛することが適當と判断したものです。各大臣等におかれましては、規範の趣旨を踏まえて、適切に対応いただくようお願いします。

○木原国務大臣：次に、総務大臣。

○林国務大臣：本日、令和7年版の消防白書を公表します。消防防災分野の基本項目を記載するとともに、特集では、大規模林野火災への対応や近年の大規模災害等への対応のほか、緊急消防援助隊の充実強化や、マイナ救急など救急体制の確保・充実、消防団の充実強化などについて記載しています。この白書により、消防防災に対する国民の皆様のご理解を深め、より一層消防防災体制の充実強化に努めてまいります。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された総務大臣ほか2大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 令和8年
1月20日 (火)

◎一般案件

- 資料あり ○ 閣僚会議等の廃止について（決定）
 　　（内閣官房・内閣府本府）
- 〃 ○ 「TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議等の設置について」の一部改正について（決定）
 　　（内閣官房）
- 〃 ○ 閣僚会議等の開催等に係る規程の見直しについて（決定）
 　　（内閣官房・内閣府本府）
- 〃 ○ 令和7年度一般会計予備費使用（3件）について（決定）
 　　（財務省）
- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供について（決定）
 　　（防衛省）

資料なし ☆ ウクライナ国特命全権大使ユーリ・ルトヴィノフ
 　　外1名の接受について（決定）
 　　（外務省）

◎政令

- 資料あり ○ 公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令（決定）
 　　（消費者庁）
- 〃 ○ 介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）
 　　（厚生労働省）

◎人事

- 資料あり ○ 特命全権大使大矢洋一外2名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

- 資料あり ○ 「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」の一部
改正について（決定）
〃 ○ 岐阜大学名誉教授小見山 章外 1 3 3 名の叙位又
は叙勲等について（決定）

◎配 布

☆令和 7 年版消防白書 (総務省)
☆会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書
(内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和8年
1月20日〕 (火)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とガイアナ協同
共和国政府との間の書簡の交換について（決定）
(外務省)

[○署名あり ☆署名なし]